

犬山市議会第20号議案

犬山市民交通災害及び犯罪被害見舞金支給条例の一部改正について

犬山市民交通災害及び犯罪被害見舞金支給条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和8年2月25日提出

犬山市長 原 欣 伸

(説明)

この案を提出するのは、交通災害及び犯罪被害見舞金に係る支給額の改定等のため必要があるからである。

犬山市民交通災害及び犯罪被害見舞金支給条例の一部を改正する条例

犬山市民交通災害及び犯罪被害見舞金支給条例（昭和44年条例第13号）の一部を次のように改正する。

第1条中「もつて」を「もって」に、「安定と」を「安定及び」に改める。

第2条中「そなえる」を「備える」に改め、同条第1号中「とき」を「時」に改め、同条第2号中「昭和35年法律第105号。以下「法」という。」を「昭和35年法律第105号」に、「法第2条第1項第8号」を「同項第8号」に、「よつて」を「よって」に改め、同号ただし書を次のように改める。

ただし、同項第9号に規定する自動車及び同項第10号に規定する原動機付自転車の搭乗者を除く。

第6条中「又は」を「、又は」に改める。

第7条中「偽り」を「市長は、偽り」に、「市長はその」を「その」に改める。

第8条中「規則」を「、市長が規則」に改める。

別表中

「

即死及び災害発生後当該災害原因による7日以内の死亡者	150,000円
医師の診断により入院30日以上の治療を要した者及び災害発生7日経過後の死亡者	50,000円

」

を

「

即死及び災害発生後7日以内の当該災害による死亡	300,000円
-------------------------	----------

医師の診断により30日以上入院治療を要した傷害及び災害発生後7日を経過した後の当該災害による死亡	100,000円
--	----------

」

に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後に発生した災害（犬山市民交通災害及び犯罪被害見舞金支給条例第1条に規定する災害をいう。以下同じ。）について適用し、同日前に発生した災害については、なお従前の例による。

○犬山市民交通災害及び犯罪被害見舞金支給条例の一部改正のための新旧対照表

新（改正後）			旧（改正前）		
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、市民が交通災害及び犯罪により死亡又は傷害（以下「災害」という。）を受けた者の応急的援護を行うため、交通災害及び犯罪被害の見舞金制度を設け、もって市民生活の安定及び福祉の増進に寄与するとともに交通安全及び防犯思想の高揚を図ることを目的とする。</p> <p>(対象)</p> <p>第2条 交通災害及び犯罪被害見舞金（以下「見舞金」という。）は、次に掲げる要件を備える者（以下「被害者」という。）又はその遺族に支給する。</p> <p>(1) 災害を受けた時、本市に住所を有し、かつ、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）により、本市の住民基本台帳に記録されていること。</p> <p>(2) 交通災害にあつては、道路（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第1号に規定する道路をいう。）上における車両（同項第8号に規定する車両をいう。）の運行によって災害を受けたこと。ただし、同項第9号に規定する自動車及び同項第10号に規定する原動機付自転車の搭乗者を除く。</p> <p>(権利譲渡等の禁止)</p> <p>第6条 見舞金を受ける権利は、他に譲り渡し、又は担保に供することができない。</p> <p>(見舞金の返還)</p> <p>第7条 市長は、偽りその他不正の手段により見舞金の支給を受けた者があるときは、その見舞金の全額又は一部をその者から返還させることができる。</p> <p>(委任)</p> <p>第8条 この条例の施行に関し、必要な事項は、市長が規則で定める。</p> <p>別表（第4条関係）</p>			<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、市民が交通災害及び犯罪により死亡又は傷害（以下「災害」という。）を受けた者の応急的援護を行うため、交通災害及び犯罪被害の見舞金制度を設け、もって市民生活の安定と福祉の増進に寄与するとともに交通安全及び防犯思想の高揚を図ることを目的とする。</p> <p>(対象)</p> <p>第2条 交通災害及び犯罪被害見舞金（以下「見舞金」という。）は、次に掲げる要件をそなえる者（以下「被害者」という。）又はその遺族に支給する。</p> <p>(1) 災害を受けたとき、本市に住所を有し、かつ、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）により、本市の住民基本台帳に記録されていること。</p> <p>(2) 交通災害にあつては、道路（道路交通法（昭和35年法律第105号）以下「法」という。）第2条第1項第1号に規定する道路をいう。）上における車両（法第2条第1項第8号に規定する車両をいう。）の運行によって災害を受けたこと。ただし、法第2条第1項第9号及び第10号の規定による車両の搭乗者は除く。</p> <p>(権利譲渡等の禁止)</p> <p>第6条 見舞金を受ける権利は、他に譲り渡し又は担保に供することができない。</p> <p>(見舞金の返還)</p> <p>第7条 偽りその他不正の手段により見舞金の支給を受けた者があるときは、市長はその見舞金の全額又は一部をその者から返還させることができる。</p> <p>(委任)</p> <p>第8条 この条例の施行に関し、必要な事項は規則で定める。</p> <p>別表（第4条関係）</p>		
種類	災害の区分	金額	種類	災害の区分	金額
死亡見舞金	即死及び災害発生後7日以内の当該災害による死亡	300,000円	死亡見舞金	即死及び災害発生後当該災害原因による7日以内の死亡者	150,000円
傷害見舞金	医師の診断により30日以上入院治療を要した傷害及び災害発生後7日を経過した後の当該災害による死亡	100,000円	傷害見舞金	医師の診断により入院30日以上治療を要した者及び災害発生7日経過後の死亡者	50,000円